明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（四九）　三
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（五〇）　四
○公認会計士法施行令の一部を改正する政令（五一）　四
○湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（五二）　四
○自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（五三）　五
○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令（五四）　五
〔府　令〕
○業務補助等に関する規則の一部を改正する内閣府令（内閣府九）　九
〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一五）　一〇
〔告　示〕
○平成二十四年度において司書及び司書補の講習を実施する件（文部科学四〇）　一六
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第四項の規定に基づき化学物質を監視化学物質として指定した件（厚生労働・経済産業・環境一）　一九
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（同二）　一九
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質（同三）　一九
○森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件（農林水産七八〇）　二三
○道路に関する件（東北地方整備局三六、三七）　二五
○都市計画に関する件（関東地方整備局七九～八三）　二六
○都市公園の供用を開始する件（北陸地方整備局二五）　二六
○道路に関する件（中部地方整備局六三、六四）　二七
○自動車専用道路に関する件（近畿地方整備局六二）　二七
○道路に関する件（四国地方整備局五六、五七）　二七
○都市計画に関する件（九州地方整備局六四～六七）　二七
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十四年度船員災害防止実施計画に関する公示（国土交通省）　三
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（山梨労働局最低工賃公示一）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第四九号）（厚生労働省）

1　大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課、社会統計課、雇用統計課及び賃金福祉統計課を人口動態・保健社会統計課、雇用・賃金福祉統計課及び情報システム課に改組し、同部企画課の所掌事務を変更することとした。（第二〇条及び第二七条～第三一条関係）

2　健康局にがん対策・健康増進課を設置し、同局総務課の所掌事務を変更することとした。（第四〇条～第四二条関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第五〇号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二四年三月二四日から施行することとした。

◇公認会計士法施行令の一部を改正する政令（政令第五一号）（金融庁）

一　資格取得の要件となる実務従事の対象を、資本金額五億円未満の開示会社、開示会社及び資本金額五億円以上の法人の連結子会社（海外の子会社も含む）において、原価計算や決算書類作成等の財務分析に関する事務を行う場合や、国及び地方公共団体において検査等以外の実務（財務分析）を行う場合にも拡大することとする。（第二条関係）

二　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。